

## 議案第 13 号

証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

証人等の実費弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の実費弁償に関する条例（平成 3 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 5 号中「（農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 11 条において準用する場合を含む。）」を削り、同条第 8 号中「第 29 条第 1 項」を「（昭和 26 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項」に、「耕作者」を「農業者」に、「関係人」を「関係者」に改め、同条に次の 2 号を加える。

- (11) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 34 条（同法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 81 条第 3 項において準用する同法第 74 条の規定により出頭した者
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市の機関の求めに応じて出頭した者

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。